

指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により公示する。

公示日：令和4年07月04日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定の 有効期限
				名称	所在地	
239	株式会社伊大知総業	千葉県いすみ市 深谷1853番地	伊大知 芳央	株式会社伊大知総業	千葉県いすみ市 深谷1853番地	令和9年9月29日
255	有限会社ミカワ設備工業	千葉市若葉区 小倉台六丁目26番14号	實川 実	有限会社ミカワ設備 工業	千葉市若葉区 小倉台六丁目26番14号	令和9年9月29日